

令和元年度 第1回 碧南市介護保険運営協議会会議録

1 日時

令和元年7月30日（火） 午後1時30分～午後3時00分

2 場所

碧南市役所 2階 会議室1

3 出席者

- (1) 委員 禰宜田知司、河原厚司、大田康博、堀尾静、水野博史、下村美幸、
沢井智美、齋藤健、永坂幸子、藤田敏江、山田正教、佐藤洋一、
片山一也、磯貝靖子、高松好美、磯貝厚子、伊藤久美子、井上卓、
小林清彦
(計19名)
- (2) 事務局職員 健康推進部長 杉浦秀司、高齢介護課長 山田昌宏
健康課長 齋藤雅人
高齢介護課課長補佐 杉浦洋子、高齢介護課高齢福祉係長 小林圭介、
高齢介護課介護保険係長 石川 真佐紀
健康課成人保険係長 石川 麻子、高齢介護課主査 石川 基
高齢介護課主事 平野 佑佳、高齢介護課主事 林 拓寛
(計10名)

4 傍聴者

0人

5 議題

- (1) 平成30年度介護保険事業の決算状況について（資料1）

ア 介護保険給付の状況

イ 地域支援事業の状況

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況

(イ) 地域包括支援センター事業の実施状況

(ウ) 包括的支援事業（社会保障充実分）の実施状況

(エ) 任意事業の実施状況

ウ 地域密着型サービスの状況

(2) 平成30年度高齢者福祉事業の決算状況について(資料2)

(3) 低所得者の介護保険料軽減の拡充について(資料3)

(4) 介護保険事業計画の進捗管理等について(資料4)

(5) 地域密着型サービスの公募について(資料5)

6 その他

健康とくらしの調査実施(案)について(資料6)

7 議事録

事務局：開会のあいさつ

会長：あいさつ

事務局：議題(1)の説明

A委員：資料1、ア-7(2)要介護認定者数について、29年度実績よりも平成30年度の事業計画数が少ない(主に要介護3-5)のはなぜか。

事務局：30年度からは新しい7期の事業計画になる。30年度は29年度に計画策定を行い、当時の実績を鑑みて計画を立てている為、より実績に近い数字で計画値を立てている為このような計画数になっている。

事務局：議題(2)の説明

B委員：資料2、1-2(2)の乳酸菌飲料宅配事業の利用者が200人程、実態調査によるひとり暮らし高齢者数が1,555人とある。大分少ないと感じるが調査方法も含めどう考えているか。

事務局：ひとり暮らしの高齢者の実態調査における人数については、民生委員の方に調査を依頼して把握している人数となっている。乳酸菌飲料の宅配事業については高齢者の安否確認の意味もある為今後も周知行っていきたい。

C委員：乳酸菌飲料宅配サービスはひとり暮らしの高齢者ならどなたでも利用できるのか。

D委員：地域連携の意味もあり、民生委員より紹介していただいた方が望めばその方を対象に実施している。

E委員：筋トレルーム 60 の事業と高齢者福祉事業では対象者が重なると思うが、予算上関連をもたせているのか、全く別々に行っているのか。そのあたりの連携を伺いたい。

事務局：筋トレルームについては高齢者福祉事業との予算上の関連はない。

事務局：筋トレルームについては特別会計で予算計上している。高齢者福祉事業については一般会計に予算計上しているものが主となる。予算の関連付けというのは無いが、筋トレルームの利用者が高齢者福祉事業のサービスを希望すれば紹介したりすることは可能だと考える。

E委員：予算が違うということはわかるが利用する方は同じなので内容的に連携する体制ができると良いと思う。

C委員：望んでも養護老人ホームに入所できない現状があると感じるがどうか。

事務局：基本的に養護老人ホームについては経済的、あるいは環境的に在宅生活が困難な方を基本要件としている。特に敷居を高くしているという認識はない。

事務局：養護老人ホームはずっと満床で推移している為、相談があってもすぐに入所できない現実はある。ただ、前年度は前々年度と比較し多くの方が入所している状況。緊急度が高い場合は市外の養護老人ホームを探しそちらに入っていた場合もある。今年度は半田市に依頼した実績もある。入所希望者の待避できる状況や本人の希望も加味しながら入所の措置を行っている。

A委員：養護老人ホームは地域密着事業ではない。経済的、環境的に在宅で生活することが困難な方を措置する必要があるかどうかを行政が判断することが前提となる。その次に入所する場所を決める際に碧南市の方は碧南の養護老人ホームに優先的に入ることになる。ただ、特養とは違い自立した方が入る施設となっている。その為入所期間が長くなり、簡単に空きが出る状況ではない。その為、他の市も含めて検討し、空いている場合はそこに入ってもらおうようになっている。碧南市の方は碧南市にしか入れない訳ではない。どこの養護老人ホームに入るかは行政の措置が決定した後のことになる。なお、現在全国の市町村で財政的な問題から措置控えをするという課題が出ている。碧南市においてはしっかりと審議し、必要な方は措置していると思っている。措置が必要な方がいれば今後も声を上げていただきたいし、養護老人ホームの制度的な理解や存在意義を周知していきたい。

A委員：様々なサービスがある中で大前提としては高齢者の定義を今のままの年齢で良いかどうかを再度検討していただければと思う。介護保険としても地域の方が支えなければならない方の定義を見直した方が良いのではないかと思います。質問は2点あり1点目は1-2（1）の高齢者入浴サービス事業についての質問です。他のサービスと比較しかなり高額となっていると感じる。昔と違い様々な外出支援のサービスがある中で入浴というサービスにこれだけのコストを今後もかけていくのかどうか。また、配った入浴券を利用した実績はどうなっているかを確認させていただきたい。2点目は1-2（2）のまちかどいきいきサロン事業について、1回あたり2万円程の費用がかかっているように見受けられる。この事業を今後も継続していくのか、また、中身の部分を教えていただければと思う。

事務局：まず、まちかどいきいきサロン事業の 200 万弱の決算額の中身について説明させていただく。シルバー人材センターに委託をしている為、その委託の部分とまちかどサロンと自宅の送迎の部分も入っての金額となっている。一回あたりの金額に対する中身の精査や事業内容の在り方の検討については今後行っていきたい。高齢者入浴サービスについては、好評いただいている事業になる為、金額が多いということではあるが現段階では縮小は考えていない。

事務局：まちかどいきいきサロンについては、シルバー人材センターへの委託、民生委員やボランティアによる催し、食事会等を実施する中で高齢者の方の外出を支援する目的で行っている。高齢者入浴サービスについては市の一般会計から行っているもので利用者の多い少ないにかかわらず通常の経常経費は出ていくものとなる。券を配布しているものの、利用者の実績に応じて費用を支払いしている状況である。費用は多く発生している状況ではあるがこの事業により高齢者の方が外出しひいてはそれが介護予防につながることを考えれば縮小するという予定は無い。

A 委員：この制度ができた当時と今では社会環境が異なる。今の社会環境の中で必要かどうかを検討する必要がある。介護予防に実績があるということであれば効果測定を行い結果を出さなければ裏付けが取れないと感じる。また、券を実際に本人が使っているかどうかの確認も必要ではないか。

C 委員：入浴券は高齢者の外出支援になっている。喜んで外出する高齢者をたくさん見てきている。これが介護予防につながると実感している。

F 委員：入浴券をただあげるだけでは介護予防につながるとは言えない。使ったか使わないかわからない状況ではなおさらである。介護保険料を負担していることを思えばもう少しやり方を考えてほしい。

事務局：本事業の費用については一般会計によるものであり皆様の介護保険料からは費用は出ていない。市の政策として行っている。

E 委員：この入浴券とは関係なく外出が多い高齢者の方が要介護になりにくいというエビデンスは多く出ている。閉じこもりの人が少ない地域ほど自分が幸せだと感じる方が多い傾向にある。外に出かけるということはそれ自体いいことである。なので、この事業においてもどれだけ介護予防につながっているかということをきちんと評価したうえで継続するなり改善するなりしていけば良いと思う。

事務局：この施策は碧南市の特徴ある施策の 1 つでもある。間違いなく高齢者の外出促進につながっていると思う。また、多くの高齢者の方に喜んでいただいている。事業を行う中で効果測定をすることは確かに必要である。有効な方法があればこの事業に限らず他の事業でも取り入れていきたいと思う。

事務局：議題(3)の説明

G 委員：消費税 10%は確定したのか。

事務局：予定です。予定ではあるが上位法が変わり、それに伴い市の介護保険条例を改正したということになる。10%になる想定で国の方も決めているので、消費税引き上げが無いということになると再度何らかの改正が行われると思われる。

G 委員：介護保険の補足給付といわれる低所得者への補てんの部分についても今年の 2 月に値上げするという資料が出た。しかし、その後は国から正式な発表がない。それにも拘わらず 10 月から料金の値上げとなると利用者の負担が増加する。どうなっているのか。

事務局：今回の軽減については国の率の基準が変わっている。碧南市においても国が定めた率の軽減幅の範囲内で率を定めて額を定めている。既に政令が変わっている為消費税が変わらなかった場合でも今年度の保険料については変わらない。消費税が変わらなければ政令自体の改正がされる為再度その状況をみながら対応していく。

E委員：岡崎、豊田はどうなっているか。

事務局：岡崎も豊田も改正はしている。ただし、国が定めた軽減幅の上限まで率を落としてはいない。豊田については全ての段階で国の基準に合わせている。岡崎については国よりも率を少し落としている段階がある。岡崎、豊田を除く近隣市は最大幅で率を落としている。

事務局：議題(4)の説明

E委員：筋トレルーム 60 の「60」とはどういう意味か。

事務局：60 歳以上の方が利用できるという意味になります。

E委員：介護予防の観点からいうと早く始めた方が効果が出る。できる限り早い段階でこの活動が届く方が良いという気がする。

A委員：介護保険事業計画の進捗管理において、介護医療院が入っていないがどこからも希望がないということか。

事務局：相談はあるが、具体的な内容までお答えできる段階ではない。

A委員：今後は進捗状況だけでもこの場で報告していただけると意見も反映しやすいかと思うのでお願いしたい。

事務局：議題（５）の説明

G委員：待機者がいなくなっていく状況はこの数年ではなく平成 27 年の要介護 3 以上の方の入所が原則となった頃からである。施設整備計画が他市町村も含め上手く進んだことからより顕著となった。この 1,2 年で待機者が大幅に増加するような実感は無い。近隣の西尾、安城においても 100 床の特養ができるのでそちらの待機状況を把握しなければ小規模特養を整備しても空床が出ることが予想される。

C委員：紹介する側からすると利用者が希望するのは多床室の安い施設である。現在、法令上多床室は造れない為ユニット型の高い施設となると紹介もしづらい。利用者の金銭的な問題も無視できない。

A委員：公募はやめた方が良い。待機者数は今後も減ると思われる。ナーシングホームなどの高齢者が入る居住施設はここ数年で増えておりその傾向は今後も加速すると思われる為そのことも影響してくる。今回公募を検討されている小規模特養は費用面も高額なため利用者の金銭的な問題もある。働く人の確保も難しいと考えられるので運営も難しい。継続可能なものを考えていかなければいけない。

事務局：今回の議論の中で今年度 2 回目の募集については見送って良いのではないかと意見だと事務局では解釈した。他に異論が無ければ今年度は小規模特養の募集は見送りたいと考えている。

A委員：小規模特養だけでなく小規模多機能の公募についても皆様と議論させていただければと思う。当初の計画にない議題で恐縮だがどうか。

事務局：小規模多機能の公募については事務局も準備をしていない為、今後別途議論させていただければと思う。

議題終了

事務局：健康とくらしの調査実施（案）について報告

委員：本件に関する質問なし。

事務局：次回会議案内、閉会の挨拶。